

再エネ活用地域振興プロジェクト事業（アドバイザー派遣）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、再生可能エネルギーの導入と再生可能エネルギー固定価格買取制度・FIP制度（FIT・FIP制度）による売電収入の一部を活用した地域振興策を企画・実施する地域協議会等が、再生可能エネルギーに関する理解を深めるための、福井県再生可能エネルギー導入アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に必要な事項を定めるものとする。

（アドバイザーの登録）

第2条 県は、再生可能エネルギー導入に関する専門的な知識や豊富な経験を有する者のうち、本事業の実施において次の各号に該当する者をアドバイザーとして登録する。

- (1) 太陽光、小水力、風力、木質バイオマス、資金関係のうち、1つ以上の分野において10年以上従事、または導入実績等を有している者。
- (2) 県内に現在居住している者又は県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者（個人事業主を含む。）。
- (3) 県内全域への派遣活動に対応できる者。
- (4) 県が作成し県民へ公開する認定者リストに、連絡先等の個人情報公開を承諾する者。

（派遣対象者）

第3条 アドバイザーの派遣対象者は、福井県内の団体等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする（以下「団体等」という。）。

- (1) 各種団体（営利団体を除く）
- (2) 自治会などの地域の任意団体
- (3) 市町
- (4) (1) から (3) のいずれかを含むメンバーで構成される協議会等

2 アドバイザーの派遣は、同一団体等に対して、同一年度において原則として3回を上限とする。

（対象事業と活動）

第4条 アドバイザーは、福井県内において実施または計画検討される地域振興に役立つ再生可能エネルギーに関する事業のうち、団体等が主催し、かつ次の各号のいずれかに該当する活動のために派遣するものとする。ただし、政治、宗教、または営利のみを目的とした事業は除く。

- (1) 講演会、イベントまたは研修会等における講演または講義
- (2) 地域において再生可能エネルギーの導入を検討する事業における指導・助言

2 アドバイザーの派遣先は、福井県内に限るものとする。

(派遣手続き)

第5条 申請者は、原則として、派遣を希望する日の30日前までに、福井県再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)により、県へ申請しなければならない。ただし、事業執行額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点で申請書の受付を終了するものとする。

2 県は、第1項の規定による申請を受けた場合は、申請書を審査し、申請者に対し、福井県再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣承認(不承認)通知書(様式第2号)により、その採否を通知する。

3 県は、第2項の規定によりアドバイザー派遣承認の決定をした場合は、派遣するアドバイザーに対し、福井県再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣依頼書(様式第3号)により通知する。

(職員の同行)

第6条 県は、団体等にアドバイザーの派遣を実施する場合は、必要に応じて県の職員を同行させることとする。

(実績報告)

第7条 アドバイザーの派遣を受けた団体等は、派遣を受けた日から10日以内に、福井県再生可能エネルギー導入アドバイザー派遣実績報告書(様式第4号)により、県に報告するものとする。

2 県は、第1項の規定による報告書の提出があった場合には、派遣したアドバイザーにその写しを送付する。

(経費の負担)

第8条 県は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金を支給する。なお、県から旅費は支給しない。

2 謝金は1回30,000円とする。

3 県は、第7条に基づいて提出された報告書を受理し内容を確認した後、アドバイザーに対し、速やかに謝金を支払う。

(アドバイザーの守秘義務)

第9条 アドバイザーは、団体等への指導助言を行う等により知り得た団体等の情報を当該団体等の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、当該情報を自己の利益または営利目的のために利用しないものとする。

(庶務)

第10条 この事業に関する庶務は、福井県エネルギー環境部エネルギー課において行う。

(改元への対応)

第11条 この申請における改元後の対応については、新元号の当該日付に読み替える

ものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月23日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この要領は、平成31年度の補助金等から適用する。

附 則（令和3年4月1日）

この要領は、令和3年度の補助金等から適用する。

附 則（令和4年4月1日）

この要領は、令和4年度の補助金等から適用する。

附 則（令和5年5月22日）

この要領は、令和5年5月22日から適用する。